

障害児入所施設等性被害防止設備等支援事業費補助金

募集要項

神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部障害サービス課

目次

1. 目的	3
2. 補助対象施設等	3
3. 補助対象事業	3
4. 補助基準額・補助率	4
5. 補助金交付までの流れ	5
6. 補助申請について	6
7. 実績報告について	8
8. 消費税仕入控除税額報告書について	9
9. その他留意事項	10
10. 問合せ先・担当	11
11. (参考) こども家庭庁Q&A (抜粋)	12

1 目的

障害児入所施設等において、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを行う設備等支援を通じ、性被害防止対策を行うことを目的とする。

2 補助対象施設等

神奈川県内に所在する**障害児入所施設、障害児通所支援事業所（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）**

※ 政令市・中核市に所在する事業所を除く

3 補助対象事業

2に定める対象施設において性被害防止対策を図るため、**パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業**

※ 以下の経費は対象外です

- ① 他の補助金等を受けた整備事業は補助対象外です。
- ② 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の改修、土地の整備等を含む。）は補助対象外です。
- ③ 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業は補助対象外です。
- ④ 機器のリース費用は補助対象外です。

4 補助基準額・補助率

■ 補助基準額

1施設（事業所）当たり 10万円

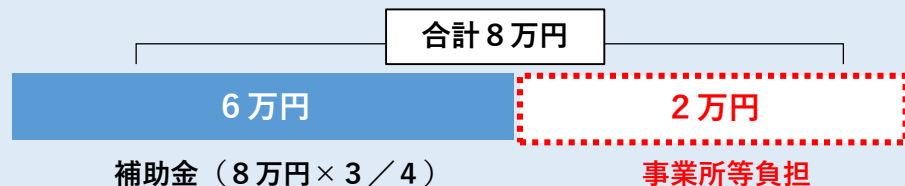
※ 同一敷地内に複数の事業所が運営されている場合は、1施設（事業所）として取り扱う。

■ 補助率

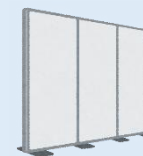
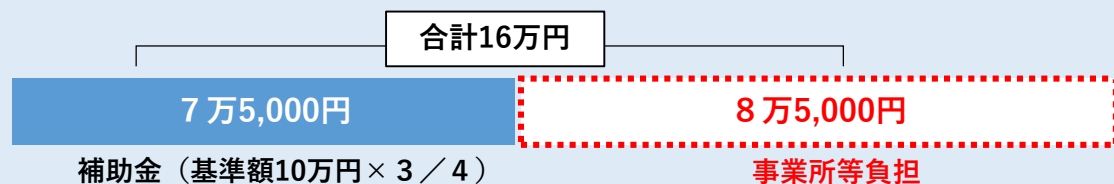
県補助金 3 / 4（うち国庫補助金 1 / 2）

事業費イメージ

（パターン1）8万円の機器を導入する場合 ※ 対象経費が補助基準額10万円を下回る場合



（パターン2）16万円の機器を導入する場合 ※ 対象経費が補助基準額10万円を上回る場合



5 補助金交付までの流れ（各項目の詳細は次のページ以降をご確認ください。）

(1) 交付申請書の提出

申請法人より、補助金申請に係る提出書類を電子メールにて県へ提出してください。

(2) 交付決定通知書の送付・実績報告書の提出依頼

県による審査後、申請法人宛てに交付決定通知書を送付します。併せて、実績報告書の提出を依頼します。

(3) 実績報告書の提出

事業完了後、申請法人より、県へ実績報告書を電子メールにて提出してください。

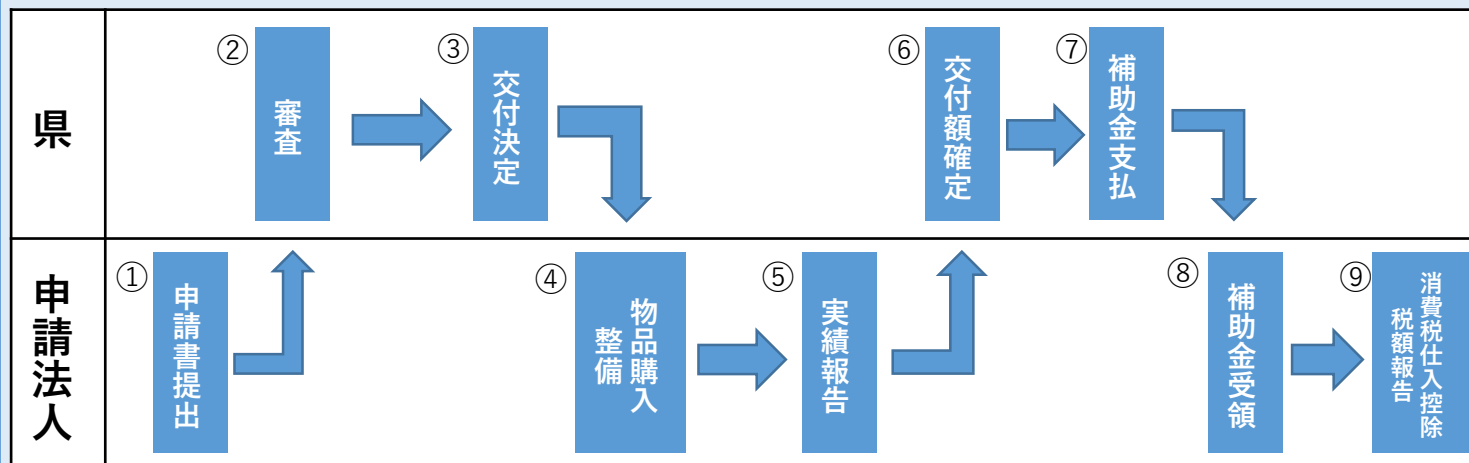
(4) 額確定通知書の送付

県より、申請法人宛てに額確定通知書を送付します。（申請額と実績額が同額の場合は省略します。）

(5) 補助金の交付

県より、申請時に提出された口座振込依頼書に記載のある口座に補助金を振込みます。

手続きの流れ



- ✓ 交付決定前に発注・契約等を行った経費は**補助対象外**です。
- ✓ 補助金は精算払いとなるため、**事業終了後に交付**します。
- ✓ 実績報告額に基づき補助金を交付するため、申請時と整備に要した額が異なる場合は補助額が変更になる場合があります。
- ✓ 手続きは事業所単位ではなく、**法人単位**でとりまとめて行ってください。

6 補助申請について

■ 提出書類

- ① 障害児入所施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 役員等氏名一覧表（第1号様式 付表）
- ③ 申請する経費の内訳等がわかる「見積書又は金額がわかる書類（2者以上）、カタログ・仕様書等」
- ④ 障害児入所施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費計画書・補助金所要額算出内訳書（別紙1）
- ⑤ 口座振込依頼書
- ⑥ 通帳の写し（⑤口座振込依頼書に記載した口座のもの）

※ 書類作成時の注意点

- 「④障害児入所施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費計画書・補助金所要額算出内訳書（別紙1）」は**事業所ごとに作成**してください。
- 「①障害児入所施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）」は、**法人分をとりまとめて作成**してください。（「別紙1」で算出した各事業所の交付申請額の総額を交付申請額欄に記載してください。）

■ 提出先・提出方法

提出方法	電子メール
提出先 メールアドレス	shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp
宛先	神奈川県障害サービス課福祉施設グループ

- ※ メールのはじめの件名は「**【法人名】** 障害児入所施設等性被害防止設備整備費事業費補助金申請」としてしてください。
（例：【社会福祉法人〇〇】 障害児入所施設等性被害防止設備整備費事業費補助金申請）

6 補助申請について

■ 申請期限

区分	申請期限	交付決定時期見込み
第1次申請	令和6年7月31日	8月下旬
第2次申請	令和6年8月30日	9月下旬
第3次申請	令和6年9月30日	10月下旬
第4次申請	令和6年10月31日	11月下旬

※ 上記の申請期限までに、法人分をとりまとめて提出してください。

※ 審査状況により、交付決定時期が前後する場合があります。

※ 申請状況等により、県の予算上限に達した場合等は期限前であっても申請を打ち切る場合があります。

■ 申請後の留意点

- 申請後に内容を変更する場合や事業を中止する場合は、必ず事前に県へ相談をお願いします。
- やむを得ない事情により、令和7年1月末までに事業が完了する見込みがなくなった場合は、発覚した時点で必ず事前に県へ相談をお願いします。

⇒県への事前相談がなく、必要な手続きを行わなかった場合は補助金の交付ができなくなる場合があります。

7 実績報告について

■ 提出書類

- ① 補助金実績報告書（第 5 号様式）
- ② 納品書又は工事完了届の写し
- ③ 請求書の写し
- ④ 領収書の写し
- ⑤ 整備後の設置状況が確認できる写真
- ⑥ 障害児入所施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費実施報告書・補助金精算書（別紙 2）

※ **法人分をとりまとめて提出**してください。

■ 提出先・提出方法

提出方法	電子メール
提出先メールアドレス	shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp
宛先	神奈川県障害サービス課福祉施設グループ
提出期限	事業完了の日から 30 日以内又は令和 7 年 1 月 31 日（金）のいずれか早い日まで。

※ メールのはじめの件名は「**【法人名】** 障害児入所施設等性被害防止設備整備費事業費補助金実績報告」としてください。

（例：**【社会福祉法人〇〇】** 障害児入所施設等性被害防止設備整備費事業費補助金実績報告）

8 消費税仕入控除税額報告書について

- 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）により報告をお願いします。
- 消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）は、法人の決算終了後、提出が可能となった段階で速やかに御提出をお願い致します。

■ 提出書類

- ① 消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）
- ② 積算内訳書
- ③ 令和6年度の消費税及び地方消費税確定申告書の写し（消費税の確定申告義務がない場合等は不要）
 - I. 消費税及び地方消費税確定申告書
 - II. 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
 ※ 簡易課税方式の場合は、消費税及び地方消費税確定申告書のみ
- ④ 特定収入割合の計算過程がわかる書類（任意様式）【公益法人等で特定収入割合が5%を超える場合のみ】
- ⑤ 令和6年度の納税証明書【消費税の確定申告義務がない法人のみ】
 - ◆ 証明書の種類：その1 納税額等証明用
 - ◆ 税 目：消費税及び地方消費税

◎ 消費税仕入控除税額報告書の作成について、詳細は「[消費税仕入控除税額報告書の作成手順](#)」をご確認ください。

■ 提出先・提出方法

提出方法	電子メール
提出先メールアドレス	shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp
宛先	神奈川県障害サービス課福祉施設グループ

9 その他留意事項

■ カメラの設置を行う場合

- カメラを整備する場合は、こども家庭庁通知「「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業」における児童養護施設等の施設内へのカメラの設置について」の内容を順守してください。

■ その他

- 県の交付決定前に行った事業は補助対象外です。交付決定通知がお手元に届くまでは絶対に着手しないでください。（**交付決定前に購入した機器や発注・契約を行った事業は全て補助対象外となりますのでご注意ください。**）（再掲）
- 補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの取引がある場合で、当該調達・取引に利益が含まれている場合は、排除することから、物品の調達先等が関連事業者等である場合は事前に県に相談してください。
- 補助金は精算払いとなるため、事業終了後に交付します。（再掲）
- 令和7年3月31日までに支払いが完了できない経費は補助対象外となります。
- 他の補助金等を受けた整備事業は補助対象外です。（再掲）
- 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の改修、土地の整備等を含む。）は補助対象外です。（再掲）
- 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業は補助対象外です。（再掲）
- 機器のリース費用は補助対象外です。（再掲）
- 上記の他「**障害児入所施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱**」の定めに留意してください。
- この補助金は、こども家庭庁が実施する補助事業を活用して行うものであるため、補助金事業については、国の要綱等に基づき実施するものです。
- 申請状況等により、県の予算上限に達した場合等は期限前であっても申請を打ち切る場合があります。（再掲）
- **令和7年度以降は本補助金事業の実施予定はありません。** 補助を希望する事業所については必ず令和6年度中に申請をお願いします。

10 問合せ先・担当

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部

障害サービス課福祉施設グループ

電話：045-210-1111（内線5034）

メール：shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp

11 (参考) こども家庭庁Q&A (抜粋)

質問	回答
同一敷地内に複数の事業所が運営されている場合、事業所に対する補助基準額はいくらか。	同一敷地内に複数の事業所が運営されている場合は、1事業所として取り扱う。補助基準額は、10万円となる。
カメラ等のリース費用は、対象となるか。	リース費用は、全て対象外となる。
既存設備等の改修費は、対象となるか。	既存設備等の改修費は、補助対象外となる。(本補助金を活用し、新たに設備等を導入する場合に限る。)
導入した設備等に修理の必要が生じた場合、その経費も対象となるか。	修理費に要する経費は、事業所の負担となる。
既存設備等の取り外し費用と新たな設置費用も補助対象となるか。	取り外しの費用は、補助対象とはならない。新たな設置費用は、導入に必要不可欠であると判断できるのであれば、補助対象としていただいて差し支えない。
撮影した映像を記録、保管するための記憶媒体や鍵付き保管庫等も補助対象となるか。	利用者のプライバシー保護や、保護者の安心に配慮する観点から不可欠であると判断できるのであれば、補助対象としていただいて差し支えない。
カメラの三脚や延長コード、保護ケース等の付属品は補助対象となるか。	カメラの導入に不可欠であると判断できるのであれば、補助対象としていただいて差し支えない。
カメラ(固定型カメラ、アクションカメラ等)の導入にあたり、留意する点はあるか。	カメラによる映像の記録に当たっては、・撮影前に保護者及び利用者の同意を得ておくこと・プライバシー保護に配慮した記録後の映像保管体制の構築を行うことが望ましい。(補助の要件ではない。)